

自牧連は発言する

第三次靖国斗争とは何か

斗争の矮小化を批判する

発行人 自立的牧師連合
 連絡先 延原時行 川西市南花屋敷町 3の8の16
 大阪 桑原重夫 高槻市富田町 3の7の25
 京都 工藤弘志 千葉宣義 京都市上京区烏丸 今宗
 京都市上京区同志社 出川 同志社 教部 気付

第13号
 1971年2月28日

靖国法案が三院議員立法として国会に提出される中で、関西における2・11の取組
 みは、大阪が六団体共催で「反靖国・反入管全関西キリスト者集会」を、京都が2・11
 実行委の主催で「反靖国・反入管京都キリスト者集会」を、また、京都入管斗
 争連等との共催で、京都における「労学統一行動」を提起し、「入管体制を支える意識
 構造とその歴史」を追求していく中から、あらためて靖国をも「問題性」が追求の対
 象となつてきた。多くの問題の中で京都での闘いに即して、キリスト教会内の靖国斗争
 への批判という形で、「斗争の矮小化」の問題をのべておきたい。

靖国問題は、その背後に日本近
 代化百年の歴史を引きつづけており、
 問題は重層化している。それ故に、
 法制化されようとしている現時点
 だけで靖国を捉え切ろうとするこ
 き、「それは憲法条項違反をめぐ
 る問題(熊沢)」ということにな
 り、「信教の自由問題」に留めら
 れてしまふ。それも、靖国に関わ
 つて生じた問題ではあるが、それ
 では、靖国の問題性を見過した事
 にはならない。問題は、例えば、

(一)支配者にとつて靖国とは何んで
 あつたか、(二)現在なんであ
 るのか、(三)靖国とは何と
 して、この問いを整理する中か
 ら、我々にとつて靖国とは何と
 いふた問題の解きほぐしが、問題
 追求の上で最低必要だということ
 である。2・10京都での靖国問題
 をめぐらるるシンポジウムで発題
 した川上潔氏の報告によると、そ
 こで発題した一人の遺族会の代表
 者は、心情的に戦争反対であり、
 憲法擁護者であり、軍国主義化の

動きには警戒的でありながら、英
 霊の国家的慰霊と、遺族への国家
 的保護を主張すると、それは、明
 らかに、自己矛盾であり、討論の
 過程でそれが露呈してくと、
 「日本が軍国主義化するはずはな
 い」と論理にならない(信念)と
 もいふべき発言に固執してしま
 う。「戦死者を大義名にまつか
 り国家」へのはげしい抗議をもち
 つつ、それが、靖国問題の「吸
 引される。それを国民的感情とし
 て、法制化を正当化する支配者とし
 とつては、この法案の意味は遺族

現在という時点における我々の
 の課題は何か。この問いを私は
 一九七一年というクロソフスのゆ
 えにはなく、そこに孕まれて
 いる数々の問題性の故に自問し
 ていることは勿論だ。
 自牧連が浮上・発足してから
 既に一ヶ月が経過したのである
 が、我々の対程の中に常にあつ
 て来たし今もあるのは宗教並び
 に政治権力批判である。従つて
 先程「問題性」と言つたのもこ
 れら二つの批判作業を離れるこ
 とはない。

の対立的思考を今超えるのでな
 ければ、宗教批判にせよ、政治批
 判にせよ、必ず、教団や政体のヒ
 エラルキーの中核への末端からの
 突き上げの陳情にしか終わらない
 だ。これはもうハッキリしている。
 だいたい発言の場が自立的ではな
 いのだから、そんなものを断じて
 進歩Vだとか革新Vだとかと
 思つてはならない。

は、全くダメなのだ。それをしも
 私是对立的思考と呼ぶのだ。実際
 は、「信仰的」を言う者が、信
 仰的を徹底して(原事業に到つ
 て)いないこと、それ故に行爲問
 題(史的イェス)が全然見えて来
 ていないことをこを断つべきなの
 だ。そこにこそ所謂「状況捨象の
 神学」は由来しているのだから。
 政治批判に關して言おう。例え
 ばヤスクニだ。この法案に対して
 「軍国主義化反対」などと反対し
 ているのはダメだ。八民族Vに
 対してキリスト教の八近代化Vや

主張 体制内対立を超え地平

共闘を組むといつた事が要求され
 てくるのである。多少、短絡した
 表現になるが、「靖国法案」とし
 て頭在化したことの背後にある「
 日本的支配構造」自己矛盾しつ
 結局、抑圧の体制を支えてしま
 我々の日本の意識構造」といつた
 ことへの切りくずし斗争のあり方
 が本当に問題にされる必要がある
 のである。

だから、「信教の自由問題」と
 してのみ靖国を規定する教会内の
 斗争は「闘いの矮小化」なのであ
 る。教会が「信教の自由」を「全
 人類の利害に關する基本的人権
 の」使命として捉え、それを守る
 ことが、靖国斗争とは信教の自由
 問題だと規定してもいいことには
 ならない。宗教集団が、闘いの矮
 小化、ないしは、筋違ひを叫ぶの
 は、問題に即して取組む前に、問
 題を枠づけすることにあり、そこ
 から飛躍が始まる。例えば、六九
 年、我々が「信教の自由を守れ」
 といふた個別利害では、靖国は斗
 い得ないと総括したとき、「それ
 は八信教の自由Vを守る闘いの矮
 小化だ」との批判が起つた。(こ
 の種の批判で、闘いの中から、問
 題を整理して我々に問いを投げか
 けていた。七〇年基盤教年進歩頭
 論文(杉原助氏)があり、それ
 に対しては、京都「コミュニオン喜
 報」第二号以下で述べられている
 ここではふれない。京都靖特委
 はいわゆる信教の自由の「名によ
 り」闘いが、事実、隠してしまつ
 ている実態をふまえて、自己批判
 的に闘いを総括しようと試みた
 のに対して、「靖国は信教の自由
 問題だ」といつくつておいて、
 「信教の自由」と靖国の問題
 性を離れて、議論が飛躍していく
 我々の闘いは「終りなき自由の斗
 い」、「永遠の闘い」である。と
 して、「かくの如き、高次元の斗
 いに目覚めている教会こそ」と
 おさまりの選民意識で自賛する
 その実、「教会形式の一種として」
 とか「信教告白の闘い」とか
 とか「教会の一致した闘い」とか
 とかいつた、おおよそ「全人類の斗
 い」とはかけはなれたところで、
 教会体制の保守に傾く。

この人な具合に問題は、単純化し得
 ない。
 京都では、「靖国問題を徹底的
 に追求する集会」を昨年から提起
 し、靖国の問題性に即して、現代
 状況との関連の中で、反靖国斗争
 とは何と闘うことかを捉え返えそ
 うとしてきた。それは、むしろ、
 「避い気つき」なのである。特に
 最近、「反入管斗争との関係で、例
 えば、「戦死者とは何か」という
 問い一つとつてみても、そこには
 加害者性と被害者性が複雑にから
 んでしまつていて歴史的事実があ
 るのであり、法案第一条(目的)
 がそれを「国事に殉じた人々」と
 統一した呼称を用いるとき、侵略
 の歴史、アジア民族の死と切りは
 なされて、「一般的戦死者」国事
 に殉じた人々、英霊、国民の尊敬の
 対象」となり、引きつづいて歴史
 を捨象し、否、正当化する。こ
 のように戦死者を諒解してしまつ
 た上で、「しかし、問題ははその慰
 霊行事としての儀式のあり方だ」
 とのめり込むとき、我々は重大な
 問題を欠落することになる。そこ
 までいつてしまえば、あとは、支
 配者に憲法条文にふれない作文上
 の操作を迫るぐらいの事となる。
 やはり、我々は、事柄自体が本来
 持つてしまつていて重層化した「
 問題性」だけは見通しておかなけ
 ればならない。その時、問題に即
 した闘いが要求される。つまり、

ことでは事足れるとするの感況の
 万博参加の論理が生れる。信教の
 自由問題を使命として闘うにして
 も、今の支配者のイデオロギー的
 再編攻勢の中で、「自由権」がど
 うなつていられるか、今では、
 「民主的」、「自発的」、「公共の福
 祉」、「平和」といつた近代化を装
 つた言葉が支配の武器となつてい
 るのだから。少くとも「永遠の斗
 い論」では、「信教の自由」問題も
 自由問題と規定し、永遠の高み
 で「テーマづくり」で満足するよ
 うでは、闘いは二重に矮小化され
 ているのである。今、第三次斗争
 を叫ぶとき、長く靖国に關つて
 きた者が、闘いを矮小化させて来
 なかつたかという、自己検討なし
 に、従来の教会内の闘いの単なる
 延長でしかないなら、やはり「第
 三次斗争」は物取りの、自己保存
 のための利害斗争でしかない。そ
 して、その利害が国家によつて保
 証されたとき、教会は、また一歩
 抑圧する者の側に加担すること
 なるのである。(千葉)

「万博問題」では、万博を
 なものに手を染めるべきではな
 かつたか、一臨時総会」につ
 てはしかし、飯塚長の姿勢は「内
 容からの形式の切りすて」である
 と非難し、「東神大問題」は逆に
 「内容を切り捨てて形式に固執」
 した教授会がまちがつていた、と
 二刀流のあざやかさ。内容無視も
 形式無視も問題の解決にはつな
 げない、などという井上氏は、ど
 こかで小手をかざして高見の見物
 としやれこんでいるのしか思われ
 ません。それに、万博で提起され
 た問題は「教会史的必然性と真摯
 な態度を持つ問題」とおつしやる
 けれど、これは、Xのようです。
 れし、すべては教団の「再編」
 のため、ということなのです。

どうしてこうも単純でさ
 わやかにされるのでしよ
 日本キリスト教団の問題をめぐ
 て書かれた井上良雄氏の個人的
 括「万博、臨時総会、東神大」
 「福音と世界」1月号所収のこ
 とです。